

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

— 目 次 —

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

- (1) 令和4年度原爆被爆者援護施策予算（案）の概要について……………1-1
- (2) 被爆者健康診断の適切な実施について……………1-1
- (3) 被爆体験伝承事業について……………1-1
- (4) 被爆二世健康診断について……………1-2
- (5) 在外被爆者への支援について……………1-2
- (6) 介護手当について……………1-3
- (7) 諸手当の収入認定について……………1-3

2. 原爆症認定について

- (1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について……………2-1
- (2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について……………2-1
- (3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について……………2-1

3. 各種手当額の改定について……………3-1

4. 被爆者健康手帳の審査について……………4-1

【指導調査室】

5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 令和5年度の指導監査について……………5-1

(2) 令和4年度の指導監査において見受けられた主な事項について……5-2

6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 令和5年度予算（案）について……………6-1

(2) 令和5年度整備計画について……………6-2

7. 毒ガス障害対策について……………7-1

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

(1) 令和5年度原爆被爆者援護施策予算（案）の概要について【資料1】

令和5年度の原爆被爆者援護施策予算（案）については、被爆者数の減少等を反映し、対前年度比38億円減額の1,188億円を確保した。

被爆体験が原因の精神疾患及びその合併症について医療費を支給する被爆体験者精神影響等調査研究事業について、医療費助成の対象に、がんの一部（胃がん、肝がん等）を追加する等により事業の充実を図る。

また、原爆の放射線による影響に関する継続的な調査研究の促進を図るため、放射線影響研究所の老朽化に伴う広島大学への移転に係る施設整備に対する支援を実施する（※）。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

※放射線影響研究所の移転については、原爆被爆者援護施策予算1,188億円とは別計上。

(2) 被爆体験者精神影響等調査研究事業について【資料2】

被爆体験が原因の精神疾患及びその合併症について医療費を支給する被爆体験者精神影響等調査研究事業（被爆体験者事業）については、昨年8月9日に、被爆体験者事業の対象として、がんの一部を追加し、本年4月から医療費支給を開始できるよう検討することを総理が表明。

これを受け、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡大に関する検討会」を設置して専門家の意見を伺い、昨年12月9日に、胃がん、大腸がん等の7種のがんの追加等を内容とする報告書が取りまとめられたところであり、報告書を踏まえた事業の見直しを本年4月から運用開始する予定である。

(3) 被爆者健康診断の適切な実施について

被爆者健康診断については、制度開始から相当程度時間が経過しており、一部地域において、医療機関の統廃合等により、健康診断実施機関（以下「実施機関」という。）が偏在していることが考えられる。については、各管内における被爆者の居住地及び実施機関の所在地の分布状況を把握のうえ、被爆者の利便性を考慮して実施機関を選定し、健康診断を実施いただきたい。

また、健康診断の実施にあたっては、地域の公民館等に検診車を派遣して実施するなど、地域の実情に即した対応を行っていただいているものと承知しているところ、医療機関等に赴くことができない被爆者に対し、在宅や入所する施設での健診受診の機会を設けるなど、全ての被爆者が健康診断を受診しやすい環境作りに一層取り組まれない。

(4) 被爆体験伝承事業について【資料3～6】

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る

機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。被爆者等による被爆の実相を語る証言活動を継続的に実施する観点から、以下の事業の活用を検討されたい。

【被爆体験伝承者等派遣事業】

国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を、国内外の小中学校等に派遣する事業を平成 30 年度から開始している。令和 5 年度からは、広島市・長崎市が養成した伝承者に加えて、国立市が養成した伝承者の派遣を開始する予定である。被爆体験伝承者等派遣事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しているので、周知につきご協力をお願いしたい。

＜参考＞被爆体験伝承者等の派遣について

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

<https://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/project/successors/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

<https://www.peace-nagasaki.go.jp/densho-haken?torikumi>

【原爆死没者慰霊等事業】

都道府県市におかれては、原爆被爆者援護施策の一環として、例えば、原爆死没者を悼む企画展・絵画展等の各種イベントに被爆者等を招致し、証言活動を通じて被爆の実相に対する理解を深める取組を行う場合に、原爆死没者慰霊等事業費補助金を活用することが可能である。別添資料の取組の例にあるとおり、主催者が被爆者等を招致する際の費用についても補助対象となるので、これらも参考に、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に証言活動の支援に活用していただきたい。

（５）被爆二世健康診断について【資料 7】

被爆二世健康診断については、令和 2 年 12 月に事務連絡を発出させていただいたとおり、被爆二世の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿」のひな形について周知したところである。都道府県市においては、導入を検討いただくとともに、導入する場合において、印刷に要する経費については、健康診断実施のための事務に必要な経費として計上することが可能である。

また、令和元年 7 月に事務連絡を発出させていただいたとおり、実施に当たっては、都道府県・市町村のホームページや広報誌への掲載、被爆者健診にあわせた周知や関係団体を通じた周知など健診実施についての十分な周知を行うことや、早期に健診の申込や受診を行えるよう事務手続きを進めることにより申込及び受診可能な期間を長期間確保するなど、健診の受診を希望する方が一人でも多く受診できる環境づくりに取り組んでいただきたい。

委託費の執行について、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、

年度途中で委託費が不足する場合は増額も検討するので、御相談願いたい。
定員枠については設けることのないよう、また、定員がある旨の周知も行わないよう御配慮願いたい。

（６）在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成 28 年 1 月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

（７）介護手当について【資料 8、9】

介護手当は、精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により介護を要する状態にある場合に支給することとされているが、「原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるもの」としては、交通事故等による障害等原子爆弾の傷害作用以外の原因を具体的に特定できるものを想定しているところ、影響を否定できない場合については、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することとなる。

近年、被爆者の高齢化に伴い、認知機能や全身機能の低下により介護を要する状態になることが考えられるが、当該被爆者の障害や病状により、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（重度の障害があつて、費用を支出しないで介護を受けている被爆者にあつては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）である場合には、介護手当の支給対象となり得ることから、都道府県、広島市、長崎市におかれては、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請書の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いよう、引き続き適切に審査を行うとともに、令和 2 年 11 月に発出した事務連絡の別添である医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットなどを用いて、被爆者一般指定医療機関の医師等に対して改めて周知をお願いする。

（８）諸手当の収入認定について【資料 10、11】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及

び老人福祉法における収入認定の取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和43年10月1日付け社保第232号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）によって定められているので、原爆被爆者対策主管部（局）において了知いただくとともに、民政主管部（局）や老人福祉主管部（局）を通じて管内実施機関への周知を徹底されたい。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について【資料12】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、申請から結果通知までの期間が6カ月以内となる審査を達成している。都道府県市におかれても、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な情報が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をいただいている。一部の自治体で、進達が遅れている事案が見られるが、原爆症認定の迅速な審査は、被爆者からの要望も強く、重要な業務であるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料13】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いする。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）及び「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表」の改訂について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原

爆症認定申請から1年後)に手当受給者から提出いただいている。

令和5年度(5月末まで)の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

また、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容(認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等)の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

また、被爆者が高齢となっており、健康状況届の未提出も含め、本人のみによる制度の有効活用が難しいケースが今後増加していくことが予想されるため、高齢化に対する周囲のフォローが求められると考える。その対応策の一事例として、一部の自治体においては、介護支援専門員が被爆者を担当した場合に、必要に応じて適切に被爆者をフォローできるよう、地域の介護支援専門員に対して被爆者援護施策を勉強する機会を設けている。このような高齢者福祉施策と被爆者援護施策とが連携できるような取り組みについて御検討願いたい。

3. 各種手当額の改定について【資料14】

令和5年4月からの医療特別手当などの支給額については、令和4年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定であり、具体的な改定予定額は本年1月にお知らせしたとおりである。

関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について【資料15～19】

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、できるだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

また、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。なお、申請者御本人又は家族等の関係者が軍人・軍属であった場合には、軍歴証明を取得することで、事実確認が可能になる場合があるので、適宜活用されたい。

今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

さらに、広島の「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により対応いただいているところである。また昨年10月には、「黒い雨」に遭った者の胎児であった者からの被爆者健康手帳交付申請の取扱いや、被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて通知を発出しているので、遺漏無きようお願いしたい。加えて、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々に対する積極的な周知について、昨年10月に発出した事務連絡に添付したリーフレットひな形の活用その他、対象者が高齢者であることを踏まえ、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、広報紙への掲載等の方法により、積極的な周知をお願いしたい。

【参考】 軍歴証明事務の流れについては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido04/index.html>

5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について【資料20、21】

(1) 令和5年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、実地での指導監査に代わり、書面での点検を主として実施してきたところであるが、令和5年度においては、自治体における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、実地により実施することとしているので、別記の対象自治体にあっては、対応について、特段の協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

(別記)

令和5年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考
各自治体の実施期間については、別途通知する。	(都道府県) [24]	(注)
	北海道 青森県 岩手県 茨城県	1 指定都市については、感染症法(結核)、難病法、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。(広島市は、原爆被爆者援護法についても実施。)
	埼玉県 神奈川県 新潟県 福井県	
	山梨県 愛知県 三重県 京都府	
	大阪府 兵庫県 奈良県 島根県	
	山口県 徳島県 福岡県 佐賀県	
	長崎県 熊本県 鹿児島県 沖縄県	2 中核市については、感染症法、児童福祉法について実施する。(長崎市は、原爆被爆者援護法についても実施。)
	(指定都市) [10]	
	仙台市 さいたま市 横浜市 新潟市	
	京都市 大阪市 神戸市 岡山市	3 保健所設置市・特別区については、感染症法について実施する。(児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務を実施している市(区)は、児童福祉法についても実施。)
	広島市 福岡市	
	(中核市) [21]	
	函館市 福島市 越谷市 船橋市	
	柏市 富山市 金沢市 長野市	4 令和4年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、令和5年度において追加して実施する場合がある。
	松本市 一宮市 大津市 東大阪市	
	西宮市 奈良市 和歌山市 鳥取市	
	高松市 松山市 長崎市 大分市	
	鹿児島市	
	(保健所設置市) [2]	
	町田市 四日市市	
	(特別区) [8]	
	新宿区 文京区 台東区 杉並区	
	豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区	
	[合計 65]	

※ 指導監査の実施については、実地による指導監査を予定しているが、自治体における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、対応することとする。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、対象自治体における事業の実施状況について、事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、お示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査(対象となる自治体は、別記中の都道府県及び指定都市)についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

令和5年度の指導監査における、各制度ごとの主な重点事項は以下のとおり。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

c 原爆症認定申請の事務処理状況

（必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況）

d 各種手当の認定、支給事務処理状況

（各種手当の認定、支給台帳の整備状況）

(イ) 感染症法関係

a 健康診断の実施状況

（対象者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、接触者に対する健康診断受診勧告等の状況）

b 医師及び病院管理者が行う届出状況

（届出状況、医師及び病院管理者への指導状況）

c 家庭訪問等指導の実施状況

（訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況）

d 就業制限の実施状況

（就業制限の手続状況）

e 入院勧告の実施状況

（協議会への諮問・報告状況、患者等への説明等の手続状況、勧告等の手続状況）

f 結核医療費の公費負担事務処理状況

（公費負担申請書の審査・事務処理状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿等の審査点検状況）

（ウ）難病法関係

a 支給認定等の状況

（申請書類審査状況、事務処理状況）

b 特定医療受給者証交付状況

（疾病別交付状況、記載状況、関係書類の交付状況）

c 指定医療機関の指定状況

（指定状況、更新状況、取消し状況）

d 指定医の指定状況

（指定状況、更新状況、研修実施状況）

e 指定難病審査会の設置・運営状況

（規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況）

（エ）児童福祉法関係

a 支給認定等の状況

（申請書類審査状況、事務処理状況）

b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

（疾病別交付状況、記載状況、関係書類の交付状況）

c 指定医療機関の指定状況

（指定状況、更新状況、取消し状況）

d 指定医の指定状況

（指定状況、更新状況、研修実施状況）

e 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況

（規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況）

(2) 令和4年度の指導監査において見受けられた主な事項について

令和4年度の指導監査は、63の自治体を対象に実施(うち実地による指導監査4自治体、書面点検59自治体)しており、指導監査において改善を図る必要があると見受けられた主な事項は以下のとおりである。

各自治体におかれては、記載した事項について理解の上、適切に対処されるよう、願います。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 認定書返還事務等が不適切

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の実施報告未提出への指導が不十分
- ・ 定期健康診断の広報の指導不十分
- ・ 接触者健診の勧告が不十分又は未実施
- ・ 接触者健診の受診率が低い保健所等がある
- ・ 管理検診の受診率が低い保健所等がある
- ・ 法第12条の新患者診断の届出(結核発生届)及び法第53条の11の結核患者の入退院届が遅延
- ・ 菌検査の実施又は把握が不十分
- ・ 新登録患者等に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施率が低い保健所等がある
- ・ 就業制限の手続等が不適切
- ・ 入院勧告又は措置の手続等が不適切
- ・ 入院期間の延長の手続等が不適切
- ・ 退院の手続等が不適切
- ・ 公費負担承認事務が不適切
- ・ レセプト等の審査点検が不十分
- ・ 感染症の診査に関する協議会の委員構成が不適切

ウ 難病法関係

特になし

エ 児童福祉法関係

特になし

6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について【資料22】

(1) 令和5年度予算(案)について

○一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

3, 601百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|---------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

2, 541百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------------|----------------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | ・喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関 | |
| ・保健所 | | |

○復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

760百万円

(項) 社会保障等復興政策費

(目) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金

11百万円

（２）令和５年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の令和５年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

7. 毒ガス障害者対策について【資料23、24】

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、令和5年度の手当の支給額については、令和4年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定であり、具体的な改定予定額は、本年1月にお知らせしたとおりである。

関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

(参 考)

令和5年度手当額（月額）

特別手当	107,260 円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	38,280 円
入院8日・通院3日未満	35,760 円
健康管理手当	35,760 円
保健手当	17,940 円
介護手当 重度	105,800 円
中度	70,520 円
家族介護手当	22,830 円